

2019 春闘速報

石狩地域2019春季生活闘争闘争委員会

2019年6月17日発 第16号 発行責任者 吉田賢一 Tel011-210-0505 Fax011-210-0606

ベルコに復職命令！

全ベルコ労働組合 不当労働行為救済申し立て 北海道労働委員会 不当解雇の取り消しを命じる！

冠婚葬祭会社「ベルコ」の代理店にて、労働組合の結成を理由に従業員2名が不当に解雇されたとして、不当労働行為救済の申し立てを受けた北海道労働委員会は6月13日、不当解雇を取り消し2名を復職させるよう同社に命じました。

労働組合弁護団および連合北海道は、本命令が、本件解雇事件の本質を正しく認定し、本件解雇当時に遡って労使関係の原状回復を命じた画期的な救済命令であると高く評価するものです。

4年前、道労委に申し立てた本事件の内容は、(株)ベルコの代理店に勤務する労働者が、過酷な労働条件および労働環境の改善を求めて労働組合を結成しようとした2名だけを実質的に解雇したことに対して、不当労働行為の救済を求めたものです。

これに対し、道労委の命令は、ベルコの不当労働行為を正面から認めただけで、「形式的には業務委託契約を結ばせて、実質的にはベルコの支社・支部・代理店に属する従業員に対し会社の指揮命令下に置く」といった業務委託契約の濫用を許さず、本件解雇は不当労働行為に該当すると認定し復職等を命じました。

控訴審においても逆転勝利を！！

一方、解雇の取り消しを求めた訴訟は、同様に労使関係の有無が争点で、札幌地裁は昨年9月、同社との労使関係を否定し、請求を棄却しました。現在、控訴審は審理中であり、弁護団は命令書を証拠として提出する方針です。今後においては、札幌高等裁判所が、北海道労働委員会の判断を受け止めるよう強く求めるとともに、ベルコの問題を広く社会運動として世論を形成していくことが課題です。

連合北海道および連合石狩地協は、ベルコのビジネスモデルが正当化され、使用者としての責任を何ら負わない働き方が拡大して労働者が救済されないシステムに歯止めをかけるべく、控訴審においても逆転勝利をめざし、引き続き取り組みを進めます。

